

# 尻別川水防連絡協議会規約

平成28年6月

尻別川水防連絡協議会

## 尻別川水防連絡協議会規約

### (名 称)

第 1 条 本会は、尻別川水防連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第 2 条 この協議会は、小樽開発建設部が管理する一級河川において、水害の防止を図るため、重要水防個所の周知、河川水防情報の提供等を通じて水防活動を的確、かつ迅速に実施できるよう、また、減災に関する取り組み等を通じて関係各機関が密接な連携を図り、流域住民の安全を確保することを目的とする。

### (事 業)

第 3 条 この協議会は、次の事業を行う。

1. 重要水防個所の周知に関する事。
2. 水防情報、水防警報、洪水予報の連絡に関する事。
3. 合同の河川巡視に関する事。
4. 水防訓練に関する事。
5. 水防資材の整備状況に関する事。
6. 指定水防管理団体の協議会、水防計画に関する事。
7. 減災対策会議に関する事。
8. その他

### (組 織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。

小樽開発建設部  
後志総合振興局  
小樽建設管理部  
蘭 越 町  
J R 北 海 道  
北海道電力（株）  
札幌管区气象台  
倶知安警察署  
陸 上 自 衛 隊

2 この協議会に、委員会、幹事会を置く。

3 事業を行うにあたり、別に定める減災対策委員会及び減災対策幹事会を置くものとする。

(役員)

第 5 条 協議会には、次の役員をおく。

会長	1名	委員	7名
幹事長	1名	幹事	15名

(会長)

第 6 条 会長は小樽開発建設部長とし、協議会を代表し会務を統轄する。

(委員及び委員会)

第 7 条 委員は、関係機関の長並びに担当部局長等により構成する。

後志総合振興局	局長
蘭越町	町長
札幌管区気象台	気象防災部長
JR北海道(株)	本社工務部工事課長
北海道電力(株)	倶知安水力センター所長
倶知安警察署	署長
陸上自衛隊	北部方面対舟艇対戦車隊 隊長

2. 委員会は、必要に応じて会長が召集し、本会の運営についての基本方針を決定する。

(幹事長)

第 8 条 幹事長は、倶知安開発事務所長とし、会長の下にあつて幹事会を運営し、会務を処理する。

(幹事及び幹事会)

第 9 条 1. 幹事は、関係機関の担当者をもって構成する。

小樽開発建設部	公物管理課長、 防災対策官 工務課長、 倶知安開発事務所長
後志総合振興局	地域政策課主幹(地域行政)
小樽建設管理部	維持管理課長、 治水課長、 蘭越出張所長
蘭越町	総務課長
JR北海道	工務部工事課防災技術グループ長
北海道電力(株)	倶知安水力センター土木課長
札幌管区気象台	気象防災部防災調査課長 気象防災部予報課長
倶知安警察署	警備係長
陸上自衛隊	北部方面対舟艇対戦車隊 射撃幹部

2. 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集し、協議会の目的達成のための事業を推進する。
3. 幹事会の事業は、委員会に報告し、その承認を受ける。

(事務局)

第 1 0 条 協議会の事務局は、小樽開発建設部工務課及び倶知安開発事務所河川課におく。

(雑 則)

第 1 1 条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、委員会の決定による。

(附 則)

この規約は、昭和57年7月20日から施行する。

平成 元年 4月一部改訂  
平成 8年 6月一部改訂  
平成13年 6月一部改訂  
平成15年 6月一部改訂  
平成16年 6月一部改訂  
平成17年 6月一部改訂  
平成18年 6月一部改訂  
平成24年 6月一部改訂  
平成26年 6月一部改訂  
平成28年 6月一部改訂

別 表

尻 別 川 水 防 連 絡 協 議 会 構 成 員

組 織 別	委 員	幹 事
小樽開発建設部	部 長	俱知安開発事務所長 公物管理課長 防災対策官 工務課長
後志総合振興局 小樽建設管理部	局 長	地域政策課主幹（地域行政） 維持管理課長 治水課長 蘭越出張所長
蘭 越 町	町 長	総務課長
J R 北 海 道（株）	本社工務部工事課長	工事課防災技術グループ長
北海道電力（株）	俱知安水力センター所長	俱知安水力センター土木課長
札幌管区气象台	気象防災部長	気象防災部防災調査課長 気象防災部予報課長
俱知安警察署 陸上自衛隊	署 長 北部方面対舟艇対戦車隊 隊 長	警 備 係 長 北部方面対舟艇対戦車隊 射 撃 幹 部